

- 「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒にご提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（☑）してください。

食費等の物価高騰の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること、チェックが入っていないと申請は出来ません。

※申請者（④-1、④-2で所得が高い方）が食費等の物価高騰の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 世帯の人数（本人+同居の親族等のうち、前年の収入が103万円以下の方）にチェックしてください。

チェック欄	世帯の人数	収入基準額（月収）	非課税相当収入限度額（年収）
	2人 例：父（母）と子1人	130,000円 申請者が障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の場合は170,250円	1,560,000円 申請者が障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の場合は2,043,000円
	3人 例：父母と子1人、父（母）と子2人	171,416円	2,057,000円
	4人 例：父母と子2人、父（母）と子3人	213,083円	2,557,000円
	5人 例：父母と子3人、父（母）と子4人	254,750円	3,057,000円
	6人 例：父母と子4人、父（母）と子5人	296,416円	3,557,000円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。※申請日時時点の世帯人数となります。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（前年の収入金額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者も含む）

③-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 年 月		注意事項	
収入	給与収入【A】		円 ・給与収入がある場合にご記入ください。 ・給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】		円 ・事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ・帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】		円 ・公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ・年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】			円 ・青枠の収入額の合計額をご記入ください。

- ・収入とは、社会保険料等控除前の総支給額となります。口座振込金額（手取り額）ではありません。
- ・複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
- ・上記以外の収入については記入不要です。

×12

④-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）		円
--------------	--	---

③-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 年 月		注意事項	
（※基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）			
収入	給与収入【A】		円 ・給与収入がある場合にご記入ください。 ・給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】		円 ・事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ・帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】		円 ・公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ・年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】			円 ・青枠の収入額の合計額をご記入ください。

- ・収入とは、社会保険料等控除前の総支給額となります。口座振込金額（手取り額）ではありません。
- ・複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
- ・上記以外の収入については記入不要です。

×12

④-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）		円
---------------	--	---

⑤ ④-1(申請者)の年間収入見込額が④-2(配偶者等)より高いことを確認し、②-1の収入限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額		円
------------	--	---

- ・申請書（様式第3号）は年間収入見込額が高い方が申請者となります。
- ・④-1(申請者)の年間収入見込額が④-2(配偶者等)より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。
- ・非課税相当収入限度額は、②-1から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

→【要件2】申請者について、④-1年間収入見込額が⑤非課税相当収入限度額以下であること。

・【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

(次ページに続きます)

